

平成27年度第1回羽幌町文化財調査委員会議 会議録

1 開催日時 平成27年5月29日（金曜日）午後6時～午後7時40分

2 開催場所 羽幌町中央公民館 1階：研修室

3 出席者委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員 金田幸太郎、清水 守、斎藤 弘勝、渡辺 忠、工藤 俊也、
中山 康彦、佐々木隆浩
(2) 欠席委員 彦野 幸正、飯澤 幸子

4 説明のために出席した教育委員会職員の氏名

社会教育課 課長 湊 正子

社会教育課社会教育 係長 大西 正樹

※教育長 山口 芳徳 急遽欠席

5 会議の公開、非公開、または一部非公開の別

公開

6 会議を非公開、または一部非公開にした場合はその理由

7 議題および議事の要旨

(1) 委員長挨拶

(2) 報告事項 以下①～⑤について、係長から一括説明

①平成26年度文化財関係施設利用状況について

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
郷土資料館	479	553	777	970	1,035	928
焼尻郷土館	1,776	1,423	1,579	1,458	1,456	1,289

②平成26年度文化財に関する事業経過報告について

期日	事業名	場所等
4月16日～4月30日	焼尻郷土館中庭梁接合部屋根等補修	焼尻島
5月1日～8月31日	焼尻郷土館「旧小納家」の開館	焼尻島
5月1日～10月30日	羽幌町郷土資料館の開館	羽幌町
6月10日～12日	北海道（留萌教育局）による文化財パト	天売島

	ロール 天壳海鳥繁殖地、焼尻の自然林 焼尻「旧小納家住宅」 天壳、焼尻、栄町埋蔵文化財包蔵地	焼尻島 羽幌町内
6月26日	第1回羽幌町文化財調査委員会議	中央公民館
10月30日	第2回羽幌町文化財調査委員会議	中央公民館
12月2日	羽幌町無形文化財指定 オロロン太鼓	
年 間	1. 天然記念物の保護管理 (1)保護監視員の配置(天壳・焼尻) (2)現状変更の取扱 (天壳海鳥繁殖地・焼尻の自然林) 2. 史跡・名勝の保存 チライベツ遺跡周辺の草刈等 3. 郷土芸能の保存・育成	羽幌町内 天壳島 焼尻島

③平成27年度文化財に関する予算について

焼尻郷土館改修工事

(屋根張替、一部外壁、壁の補修)

28,196千円

④平成27年度文化財に関する事業計画について

期 日	事 業 名	場所等
5月1日～9月30日	焼尻郷土館「旧小納家」の開館	焼尻島
5月1日～10月30日	羽幌町郷土資料館の開館	羽幌町
5月29日	第1回羽幌町文化財調査委員会議	中央公民館
6月～10月31日	焼尻郷土館改修工事	焼尻島
6月・9月	北海道(留萌教育局)による文化財パトロール	羽幌町内
年 間	1. 天然記念物の保護管理 (1)保護監視員の配置(天壳・焼尻) (2)現状変更の取扱 (天壳海鳥繁殖地・焼尻の自然林) 2. 史跡・名勝の保存 チライベツ遺跡周辺の草刈等 3. 郷土芸能の保存・育成	羽幌町内 天壳島 焼尻島

焼尻郷土館の改修工事は、開館しながらの工事となる。

⑤その他

地方創生事業により、羽幌町郷土芸能団体保存育成補助金を創設。今後5年間の補助金となる。内容としては、羽幌の祭りを地域の伝行事とらえ関係団体で組織された実行委員会に対し補助します。また、郷土芸能団体の保存育成に対しても1団体上限を40万とする補助金を交付します。

質疑、意見等

- ・質問：オロロン太鼓が指定になった件について委員には知らされていなかつた。前回会議でジュニアの名簿もつけてとの意見はどうなったか。
- ・回答：オロロン太鼓の会から、ジュニアの名簿を添付して申請をいただき、12月の教育委員会に付議したうえで指定となった。
告示はしたが、各委員に対しても周知すべきであった。
- ・質問：③と④は報告ではなく、協議事項ではないのか。
- ・回答：平成27年度の予算と事業計画は、文化財調査委員会で協議して決めるものではなく、羽幌町教育委員会の予算と計画で、すでに決定しているので報告事項となる。ご質問やご意見をいただくこととなる。

(3) 協議事項

- ① 羽幌町文化財の指定申請について 課長から説明
「羽幌炭鉱鉄道橋梁群」の指定申請があった件について
- ・説明の要旨：4月10日付け申請があった。羽幌町文化財保護条例により本会で協議願う。申請者は「保存することより、朽ちていく姿を見届けたい」「炭鉱跡が注目を集めしており、町の観光資源、地域振興の資源したい」とのことでの申請された。
本委員会で意見をお聞きし、羽幌町教育委員会に諮ることとなる。
方向性としては、羽幌町文化財保護条例により、文化財の指定は「保存と活用」のためのもので、「朽ちゆくものを見届ける」視点、「観光や地域活性化」の視点とは異なると思われる。
「町指定文化財」の指定ではなく、観光や地域活性化の観点から、町としての別のなんらかの方策があるのでは、その方策を探っていくべきではと思われます。
 - ・補足説明（参加委員）：撤去されるかもしれないという話を聞き、「撤去」という言葉が出ないように町の文化財として指定をとの考え。今はほとんど観光で動いているが、形だけでも指定されれば撤去されずに済む。
 - ・意見：個人からの申請はいかがなものか。申請は所有者からすべきでは。
また、観光で多く関わっているのなら個人ではなく観光協会からの申請としてもいいのでは。
 - ・回答：申請は所有者でなくとも可能。団体の必要はない。しかし、指定にあっては所有者の了解が必要となる。
 - ・質問：所有者はわかるのか。

- ・回答：把握していないが、指定の方向となれば調べることとなる。判明しなければ指定も難しい。
- ・意見：保護して残せではなく、朽ちていくのを見届ける話。お金のかかる話ではないのだから指定すればよいのでは。指定して、保存に限界があれば指定を解除すればよい。
- ・意見：条例からいけば指定は難しいのではと思うが、昔なつかしい想い、人の熱い想いをうけて残してほしい。
- ・意見：指定はされなくても、炭鉱ファンが増える中、撤去せず、現状で残しておいてもらえたと思う。
- ・意見：指定したとしても撤去は阻止できるのか。たとえば国が撤去するといえが、難しいのでは。
- ・意見：撤去の話は具体的なものではなく、一時期、鉄の価格が高騰した際の話ではないのか。今、あわてて指定しなくともすぐさま朽ちるわけではない。
- ・意見：自然に朽ちるのはいいが、人の手で撤去はしてほしくない。
- ・社会教育課意見：町の文化財として指定することは、後生にのこすべき貴重な財産としてあくまで「保存と活用」の責任が伴う。今、この場の委員が「朽ちていくのを見る」だけと言っても、ひとたび指定すれば後々に、やはり残していくべきとの声が出る可能性もあり、指定する責任は大きい。
- ・意見：なおして保存するのではなく「朽ちていく」姿がいい。立ち入り禁止の看板をつけたり、橋のいわれなどを書いた看板を立てるなりして、見届けることができるようすべき。
- ・社会教育課意見：指定の方向ではなくとも、文化財調査委員会として「朽ちていく姿を見届けよう」として、危険防止の対策や看板の設置についての意見を発信するという方法もひとつ的方法ではないか。
- ・意見：指定しても、いつでも指定解除はできる。
- ・意見：9月に炭鉱で大きなイベントが予定されている。気運を盛り上げるためにも存続の方向を打ち出したい。指定を受け体を態度表明してほしい。
- ・まとめの意見：文化財調査委員会として指定は妥当であると具申することとしてよいか。
反対の声なし。

所有者について調査のうえ、羽幌町教育委員会に諮ることとした。

② その他

意見：化石についても申請をしてはどうか。資料館にある大きなノジュールは大変価値のあるもの。

社会教育課意見：一つひとつを指定するときりがないのでは。個を指定するのではなく、研究者等により町から持ち出される化石について、きちんと

した手続き体系をつくることが重要。学術的に貴重な発見などがあった場合、町が知らない状況ではなく、把握したうえで、町の資料館などでも紹介できる体系を検討すべき。

化石については、今後も引き続き検討していくこととした。